第三条第七項中「第二項第三号ワ及び同項第四号リ」を「第二項第三号ヨ及び同項第四号ヌ」に改め、同条第九項及び第十項中「第二項第三号ト」を「第二項第三号チ」に改め、同条第十一項中「第二項第三号チ及びリ」を「第二項第三号リ及びヌ」に改め、同条第十二項中「同項第三号イ及びヨ又は第四号イ及びヌ」を「同項第三号イ及びレ又は第四号イ及びル」に、「第二項第三号イ及びヨ又は第四号イ及びヌ」を「第二項第三号イ及びレ又は第四号イ及びル」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の日から一年六月を経過する日までに製造され、加工され、又は輸入されるこの府令による改正後の食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令第三条第二項第三号ハ中に掲げるナチュラルチーズ（ソフト及びセミハードのものに限る。）であって、容器包装に入れた後、加熱殺菌したものの表示については、同項の規定を適用しない。

省　令

○総務省令第一号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月九日

総務大臣　山本　早苗

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（財務諸表の様式の特例）

2　平成二十七年度から平成三十二年度までの間における別表第三号の規定の適用については、同表中

「	未　払　消　費　税　等

とあるのは

「	未　払　消　費　税　等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金

と、

「	国際催事放送権料引当金

とあるのは

「	国際催事放送権料引当金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金

と、「備考１　この表において、「国際催事放送権料引当金」とはスポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料のための引当金をいう。」とあるのは「備考１の２　この表において、「国際催事放送権料引当金」とはスポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料のための引当金をいう。」と、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する放送に要する費用（放送権料を除く。）のための引当金をいう。」と、

「	受　信　料　前　受　金

とあるのは

「	東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金 受　信　料　前　受　金

と、

「	国際催事放送権料引当金

とあるのは

「	国際催事放送権料引当金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金

と、「国際催事放送権料引当金の増減額」とあるのは「国際催事放送権料引当金の増減額　東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金の増減額」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の二十四の規定に基づき、農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月九日

農林水産大臣　西川　公也

農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二十七第一項第三号を次のように改める。

三　施設内農作物　当該施設内農作物の生産費に相当する金額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

第三十三条の二十七第二項中「特定園芸施設撤去費用」を「特定園芸施設撤去費用額」に、「に限る」を「の額（その額が農林水産大臣が定める金額に当該特定園芸施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）をいう」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

組合等は、前二項の規定にかかわらず、共済規程等で定めたときは、その農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者の申出により、当該農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者について、前二項の規定により算定される金額に園芸施設復旧費用額（共済事故の発生に伴い特定園芸施設（被覆材を除く。）及び附帯施設（以下この項において「復旧対象施設」という。）を復旧するのに要する費用の額から当該復旧対象施設の共済責任期間開始の時における価額に共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額（その差し引いて得た金額が農林水産大臣が定める金額に当該復旧対象施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）をいう。）を加えて得た金額により、法第百二十条の二十四第一項の損害の額を算定することができる。

附　則

1　この省令は、平成二十七年二月一日から施行する。

2　この省令による改正後の農業災害補償法施行規則第三十三条の二十七の規定は、この省令の施行の日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。